

各 位

会社名オリジン電気株式会社代表者名代表取締役社長妹尾一宏

コード番号 6513 東証第一部

問合せ先 取締役上席執行役員 高木克征

TEL (048-755-9711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の当社第115期定時株主総会に「監査等委員会設置会社」への移行等に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において、別途開示しておりますとおり、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社といたしましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高め、さらなる企業価値の向上を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な変更を行うものであります。

- (2)機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第34条(剰余金の配当等の決定機関)を新設することとし、これに伴い、現行定款第39条(剰余金の配当)および第40条(中間配当)を削除するとともに、変更案第35条(剰余金の配当の基準日)を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

る監査等委員は、取締役会を招集することができ

(別紙)	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1 条~ 3 条 (省 略)	第 1 条~ 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関)	第 4 条 (機関)
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を	当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を
置く。	置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	<u>2</u> . 監査等委員会
3. 監査役会	(削 除)
4. 会計監査人	<u>3</u> . 会計監査人
第 5 条 (省 略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第 6 条~12 条 (省 略)	第 6条~12条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第 13 条~18 条 (省 略)	第 13 条~18 条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (員数)	第 19 条 (員数)
当会社の取締役は、15名以内とする。	当会社の取締役 (監査等委員であるものを除く。)
	は、15名以内とする。
(新 設)	②当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とす
	<u> </u>
第 20 条 (選任方法)	第 20 条 (選任方法)
取締役は、株主総会において選任する。	取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締
	<u>役とを区別して</u> 株主総会において選任する。
② (省 略)	② (現行どおり)
③ (省 略)	③ (現行どおり)
第 21 条 (任期)	第 21 条 (任期)
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度	取締役 (監査等委員であるものを除く。) の任期は、
のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま	選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの
でとする。	に関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内
	に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
	株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の
	補欠として選任された監査等委員である取締役の任
	期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満
	<u>了する時までとする。</u>
第 22 条 (省 略)	第 22 条 (現行どおり)
第23条 (取締役会の招集権者および議長)	第23条 (取締役会の招集権者および議長)
(省 略)	(現行どおり)
② (省 略)	② (現行どおり)
(新 設)	③前2項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定す

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催することができ

第 25 条

(省 略)

設)

略)

(新

第 <u>26</u>条 (省

第 27 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」とい う。) は、株主総会の決議によって定める。

第28条 (省 略)

第29条 (相談役および顧問)

当会社は、取締役会の決議により相談役および顧問を 置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

第 30 条 (員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第 31 条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任され た監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定す る。

第34条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役 に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経な いで監査役会を開催することができる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを 経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (現行どおり)

第26条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定によ り、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または 一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (現行どおり)

第 28 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取 締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決 議によって定める。

第 29 条 (現行どおり)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除) 第35条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、 監査役会において定める監査役会規則による。

第 36 条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条 (監査役の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第6章 計 算

第 38 条 (省 略)

(新 設)

第39条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載または記録された株主または登録株式質権者に対 し行う。

(新 設)

第 40 条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日 の最終の株主名簿に記載または記録された株主または 登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。 (削 除)

(削 除)

(削 除)

第5章 監査等委員会

第30条 (常勤の監査等委員)

<u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員</u>を選定することができる。

第31条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監 査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第 33 条 (現行どおり)

第34条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号 に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(削 除)

第35条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

第 41 条 (剰余金の配当金等の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、<u>剰余金の配当および中間配当は、</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 36条 (剰余金の配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はそ の支払義務を免れる。

以上